

# 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置

## 要領の制定について

(平成3年7月30日甲通達交規第35号)

自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「法」という。)及び同施行令(昭和37年政令第329号。以下「政令」という。)の一部改正、並びに同施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)の制定に伴い、公安委員会が保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置をとることができることになり、その措置要領を別添のとおり定めたので効果的な運用を図られたい。

別添

### 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置要領

#### 第1 総則

##### 1 目的

この要領は、署長及び公安委員会が行う保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置に関する事項を定め、その適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

##### 2 用語の定義

この要領において、用語の意義は、次に定めるとおりとする。

###### (1) 保有者

自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

###### (2) 保管場所

車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所で道路以外の場所をいう。

###### (3) 使用の本拠の位置

原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在地をいう。この場合において、保有者の住所とは、保有者が自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいい、多くの場合は住民票に記載されている住所と一致する。

###### (4) 運送事業用自動車

法第13条第2項の運送事業用自動車をいう。

###### (5) 自家用自動車

運送事業用自動車以外の自動車をいう。

###### (6) 適用地域

法附則第4項の規定により法第8条から第10条までの規定が適用される地域をいう。

##### 3 基本方針

保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用に当たっては、次に掲げる地域及び自動車を重点的な対象とすること。この場合において、「保管場所を確

保していない自動車の保有者に対する措置」とは、法第8条（公安委員会に対する通知）、第9条（自動車の運行供用の制限）、第10条（聴聞等）及び第13条第2項（監督行政庁に対する通知）の規定による措置等をいう。

(1) 重点とする地域

下記状況の地域等道路上に駐車している自動車の存在により、道路における危険が生じ、又は円滑な道路交通に支障を及ぼしている地域を重点とすること。

なお、重点とする地域の選定に当たっては、住民の要望を尊重するよう配慮し、住民の理解と協力の確保に努めること。

ア 違法駐車車両を直接又は間接の原因とする交通事故が多発しているような地域

イ 違法駐車車両の存在が緊急自動車等の運行を妨げ、付近の住民に不安を与える事案等が生じている地域

ウ 居住者の世帯数に見合う規模の駐車場が確保されていないため違法駐車車両が漫延している団地等及びその周辺地域

(2) 重点とする自動車

自動車については、下記自動車のような危険性、迷惑性、悪質性の高いものを重点とすること。

ア 幅員の狭い道路、歩道上、道路の曲り角等に駐車して、歩行者や他の自動車の通行の妨害となっている自動車

イ 車体の大きい自動車

以下省略